## 第6章 事業スケジュールの検討

平成 32 (2020) 年度の本施設の供用開始 (「(仮称)沖縄市多目的アリーナ施設等整備全体計画調査業務」による。) を前提とすると、指定管理者制度を導入した場合のスケジュールとしては以下が想定される。

図表 6-1 事業スケジュール(案)【指定管理者制度を想定したもの】

	平成 30 年度				平成 31 年度				平成 32 年度
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	
公募									
選定									
準備期間									
供用開始									

指定管理者制度を導入した場合は、平成 30(2018)年度中に事業者を公募し、平成 31(2019) 年度中に選定することで、運営開始までの1年間の準備期間が確保できる。

民間事業者に需要変動リスクを負担させる場合には、本施設が新設施設で過去の維持管理・運営実績がないことから、民間事業者に過大なリスクと捉えられてしまう恐れがある。 そのため、事業条件の設定(例. 需要リスクの分担)において一定の配慮を行うほか、事業主体の公募期間中において競争的対話等を十分に活用するなど、民間事業者に対する丁寧な説明等が求められる。